

「健やか親子21」の評価・分析シートの評価の考え方（案）

【基本的な考え方】

策定時の値と直近の値を比較して、下記のいずれに該当するかで評価を行う。

1. 改善した
 - ① 目標を達成した
 - ② 目標に達していないが改善した
2. 変わらない
3. 悪くなっている
4. 評価できない

【上記に当てはまらない場合の例】

1. 1つの指標の中に複数の指標項目が設定されている場合で、個々の指標項目の評価が一致しない場合

<具体例>

- ・指標1-16 朝食を欠食する子どもの割合
→1～6歳・7～14歳・15～19歳の男子/女子別に指標項目が設定されており、6つそれぞれについて評価する必要がある。
- ・指標2-8 産婦人科医・助産師数
→産婦人科医数と助産師数の2つの指標項目が設定されており、それぞれについて評価する必要がある。

2. 策定時には指標を設定しておらず、中間評価から設定した指標の場合

<具体例>

- ・指標1-9 性行動による性感染症等の身体的影響等について知識のある高校生の割合
→指標の見直しにより、第1回中間評価時に「避妊法を正確に知っている18歳以上の割合」から指標を組み換えたため、第1回中間評価の値と直近値とを比較して評価することとしてはどうか。
- ・指標1-14 思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合
→第1回中間評価から指標として設定されているため、第1回中間評価の値と直近値とを比較して評価することとしてはどうか。
- ・指標1-15（4-14再掲）食育の取組を推進している地方公共団体の割合
→第1回中間評価から指標として設定されているため、第1回中間評価の値と直近値とを比較して評価することとしてはどうか。

- ・指標 1-16 朝食を欠食する子どもの割合
→第 2 回中間評価から指標として設定されているため、第 2 回中間評価の値と直近値とを比較して評価することとしてはどうか。

3. 策定時とはデータの集計方法が異なるため、単純比較できない場合

<具体例>

- ・指標 3-14 心肺蘇生法を知っている親の割合
→集計方法が同じである第 1 回中間評価時と比較して評価する。
- ・指標 3-19 事故防止対策を実施している市町村の割合
→集計方法が同じである第 1 回中間評価時と比較して評価する。
- ・指標 3-21 院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合
→集計方法が同じである第 1 回中間評価時と比較して評価する。

4. 主データとサブデータの評価が異なる場合

<具体例>

- ・指標 4-3 子育てに自信が持てない母親の割合
→策定時と最終評価時には幼児健康度調査データを用い評価しているが、第 1 回中間評価と第 2 回中間評価では幼児健康度調査を行っていないため、第 1 回中間評価以降は厚労科研で調査している。このため、メイン評価としては幼児健康度調査データを用い、補足的評価として厚労科研データを用いて評価することとしてはどうか。

【修正が必要な事項】

1. 指標名の修正

- 指標 2-3
(修正前) 産後うつ病の発生率
(修正案) 産後うつ病疑い (EPDS9 点以上) の割合
(修正理由) 調査内容を正確に表す指標とする必要があるため。
- 指標 3-15
(修正前) 乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合
(修正案) 乳児期に寝かせ始める時にうつぶせ寝をさせている親の割合
(修正理由) 就寝中、常にうつぶせ寝にならないようにしなければならぬと考え、過度に神経質になる事例もあり、誤解を避けるため。
- 指標 4-1
(修正前) 虐待による死亡数
(修正後) 児童虐待による死亡数
(修正理由) 調査内容を正確に表す指標とする必要があるため。

2. データの示し方の修正

第1回・第2回中間評価において山縣班調査では、3・4か月児、1歳6か月児、3歳児健診時の3つの数値により調査結果を記載していたが、乳幼児身体発育調査の結果が1つの数値で示されていること、及び多数の数値を記載すると目標の達成状況の評価が複雑になることから、最終評価ではこれらの3時点での数値を平均した数値で示すこととした。

○ 指標3－8 妊娠中の喫煙率、育児期間中の両親の自宅での喫煙率

・ 第1回中間評価時の山縣班調査のデータ

(修正前) 妊娠中：3・4か月児 7.3%、1歳6か月児 7.9%、3歳児 8.3%

育児期間中（父親）：3・4か月児 54.9%、1歳6か月児 55.9%、3歳児 54.5%

育児期間中（母親）：3・4か月児 11.5%、1歳6か月児 16.5%、3歳児 18.1%

(修正後) 妊娠中：7.8%、育児期間中（父親）55.1%、育児期間中（母親）15.4%

・ 第2回中間評価時の山縣班調査のデータ

(修正前) 妊娠中：3・4か月児 5.5%、1歳6か月児 4.4%、3歳児 4.9%

育児期間中（父親）：3・4か月児 47.0%、1歳6か月児 46.6%、3歳児 45.0%

育児期間中（母親）：3・4か月児 8.4%、1歳6か月児 11.2%、3歳児 12.6%

(修正後) 妊娠中：5.1%、育児期間中（父親）46.2%、育児期間中（母親）10.8%

○ 指標3－9 妊娠中の飲酒率

(修正前)

・ 第1回中間評価時の山縣班調査のデータ

3・4か月児 14.9%、1歳6か月児 16.6%、3歳児 16.7%

・ 第2回中間評価時の山縣班調査のデータ

3・4か月児 7.6%、1歳6か月児 7.5%、3歳児 8.1%

(修正後)

・ 第1回中間評価時の山縣班調査のデータ 16.1%

・ 第2回中間評価時の山縣班調査のデータ 7.8%

3. データの修正

○ 指標1－15（4－14再掲）食育の取組を推進している地方公共団体の割合

保育所、学校、住民組織等関係機関の連携により取組を推進している市町村の割合

・ 第1回中間評価時のデータ（修正前）85.9%→（修正後）85.8%

・ 第2回中間評価時のデータ（修正前）89.8%→（修正後）89.7%

(修正理由) 欠損値（不完全回答）を無回答扱いにすることとしたため（例えば4項目のうち、2項目に「取り組んでいない」と回答し、あとは空白回答としている場合）。

- 指標 3-13 乳幼児のいる家庭で風呂場のドアを開けることができないよう工夫した家庭の割合
 - ・ 第 1 回中間評価時のデータ
 - (修正前) 30.7% → (修正後) 32.0%
 - (修正理由) 分母の数値が、合計から無効回答数を引かずに計算していたため。
- 指標 3-18 初期、二次、三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の割合
 - ・ 第 1 回中間評価のデータ
 - (修正前) 初期 (政令市 88.0%、市町村 46.1%)、二次 54.7%、三次 100%
 - (修正後) 初期 47.5% (政令市 89.3%、市町村 46.1%)、二次 100% (都道府県単位の回答)、二次 54.7% (221/404 地区) ※分母は小児救急医療圏数、三次 100%
 - (修正理由) 計算に誤りがあったことが判明したため。
 - ・ 第 2 回中間評価のデータ
 - (修正前) 初期 54.2% (政令市 91.8%、市町村 52.4%)、二次 100% (都道府県単位の回答)、三次 100%
 - (修正後) 初期 55.3% (政令市 92.9%、市町村 53.4%)、二次 100% (都道府県単位の回答)、二次 74.2% (270/364 地区) ※分母は小児救急医療圏数、三次 100%
 - (集計理由) 計算に誤りがあったことが判明したため。
- 指標 3-22 患児に看護サービスを提供する訪問看護ステーションや患児を一時的に預かるレスパイトケアサービスを整備している政令市・特別区及び市町村の割合
 - ・ 第 1 回中間評価時のデータ
 - (修正前) 14.1% (政令市 40.0%、市町村 13.7%)
 - (修正後) 14.1% (337/2389) (政令市 39.0% (30/77)、市町村 13.3% (307/2312))
 - (修正理由) 分母が全自治体数でなかったため (無効回答数も含め分母とした)。
 - ・ 第 2 回中間評価時のデータ
 - (修正前) 17.3% (309/1789) (政令市 32.9% (28/85)、市町村 16.5% (281/1704))
 - (修正後) 17.3% (309/1790) (政令市 32.9% (28/85)、市町村 16.5% (281/1705))
 - (修正理由) 1 自治体分が含まれずに集計されていたため。